

新型コロナウイルス感染症への対応に伴って行った、令和2年度に実施を予定していた学校宛て調査の見直しについて、教育委員会等へ情報提供するものです。

事 務 連 絡
令和2年7月17日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局財務課

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う令和2年度文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の見直しについて

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う負担軽減の観点から、文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の見直しに取り組んでいますが、本年度の調査中止や時期の変更、調査期限の延長等、令和2年度実施予定調査にかかる見直しを行いましたので、別紙1の通り、その状況についてお知らせします。

なお、全国的な感染状況も踏まえ、各調査の予定が変更になる可能性があることを御承知おきください。

(令和2年度の調査を中止したもの)

- ・高等学校における国際交流等の状況調査
- ・全国学力・学習状況調査
- ・日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査
- ・学校評価等実施状況調査
- ・道徳教育実施状況調査
- ・英語教育実施状況調査
- ・薬物乱用防止教室開催状況等調査
- ・学校給食栄養報告
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査

各教育委員会等におかれては、引き続き、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、独自に学校を対象に行う調査について、文部科学省が実施する調査との重複排除

を図るとともに、学校の負担軽減に向けた見直し等の取組をお願いします。特に、各教育委員会におかれては、調査の実施にあたって調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容の精査や、様式等（選択肢、WEB フォーム等）の工夫、複数の調査の一元化等を行うとともに、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合について、調査項目の重複排除等報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるなどの取組をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校等に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校等に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、本件についての周知をお願いします。

なお、文部科学省においては、学校に求めている業務の削減を実行するために、次年度以後も、文部科学省が学校現場を対象として行う調査について、調査頻度の見直しや調査項目の削減等の不断の見直しを行う予定です。

（参考）

- ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成 31 年 1 月 25 日、中央教育審議会答申）（抜粋）
- ・学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成 31 年 3 月 18 日、文部科学事務次官通知）（抜粋）
- ・令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（抜粋）

〔担当〕

初等中等教育局財務課

校務調整係

（電話）03-6734-3704

（メールアドレス）ko-mu@mext.go.jp

令和2年度 新型コロナウイルス感染症を考慮した文部科学省が行う学校宛て調査見直し状況

No.	令和2年度 実施予定調査	実施 対象	実施 頻度	調査対象	主な調査項目	実施・実施(調査開始)済 中止・検討中	調査の見直し状況(R2.6.26調査時) 実施する場合は、その理由及び実施予定時期	担当連絡先 (代表:03-5253-4111)
1	高等学校における国際交流等の状況調査	悉皆	2年に 1回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支)	・高校生の留学 ・外国人留学生の受け入れ 等	中止	令和2年度の実施は中止。	総合教育政策局 教育改革・国際課 国際理解教育係 (内線:3487)
2	全国学力・学習状況調査	悉皆	毎年 1回	国公私(小6、中3、義務前期6、後期3、中等3、 特支小6、特支中3、)	・(学校に対する調査)学校における指導方法に関する 取組 ・(児童生徒に対する調査)教科(国語、算数・数学)、 学習意欲、学習方法、学習環境 等	中止	令和2年度の実施は中止	総合教育政策局 調査企画課学力調査室 学力調査企画係 (内線:3726)
3	日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査	悉皆	2年に 1回	公(小、中、義務、高、中等)及び教育委員会	日本語指導が必要な児童生徒の①学校種別在籍状 況、②母語別在籍状況 等	中止	令和2年度の実施は中止(令和3年度に延期して実施予定)	総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 日本語指導係 (内線:2035)
4	学校評価等実施状況調査	悉皆	5年に 1回	国公私(幼、小、中、義務、高、中等、特支)	・自己評価、学校関係者評価の実施状況 ・第三者評価の実施状況、実施体制 等	中止	令和2年度の実施は中止(令和3年度に延期して実施予定)	初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室 (内線:3570)
5	道徳教育実施状況調査	抽出	随時	国公(小、中、中等(前期))	・道徳の時間における教材の活用状況 ・心のノートの活用状況 ・道徳教育の実施上の課題 等	中止	令和2年度の実施は中止。	初等中等教育局 教育課程課 教育課程第一係 (内線:2903)
6	英語教育実施状況調査	悉皆	毎年 1回	公(小、中、義務、高、中等)及び教育委員会	・生徒、教員の英語力 ・外国語指導助手(ALT)等の活用状況 等	中止	令和2年度の実施は中止	初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 外国語教育推進室 企画調整係 (内線:3785)
7	薬物乱用防止教室開催状況等調査	悉皆	毎年 1回	国公私(小、中、義務、高、中等)	・薬物乱用防止教室の開催の有無 ・がん教育の実施の有無、外部講師活用の有無	中止	令和2年度の実施は中止	初等中等教育局 健康教育・食育課 (薬物乱用防止教室開催状況調査について) 保健管理係(内線:2976) (がん教育実施状況調査について) がん教育推進係(内線:2931)
8	学校給食栄養報告	抽出	毎年 1回	公(小、中、高(夜間定時))及び共同調理場 ※完全給食実施校に限る	・学校給食の食材の産地 ・学校給食の栄養価	中止	令和2年度の実施は中止	初等中等教育局 健康教育・食育課 学校給食係 食育推進係 (内線:2694・2095)
9	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	悉皆	毎年 1回	国公私(小5、中2、義務前期5、後期2、中等2、 特支小5、中2、)	・(学校に対する調査)体力・運動能力向上の取組、保 健体育の授業 ・(児童生徒に対する調査)実技、運動習慣 等	中止	令和2年度の実施は中止	スポーツ庁 政策課 学校体育室体育振興係 (内線:2649)
10	学校基本調査	悉皆	毎年 1回	国公私(幼、幼保、小、中、義務、高、中等、特支、 大学、短大、高専、専修、各種学校)	・児童生徒数 ・教員数、職員数 ・卒業生数 等	実施(調査開始)済	・令和2年度調査は調査日を変更せず実施。 ・文部科学省への都道府県、教育機関からの回答期限については、一か月程度 延期	総合教育政策局 調査企画課 学校基本調査係 (内線:2264)
11	地方教育費調査	悉皆	毎年 1回	都道府県立学校 (幼、幼保、小、中、義務、高、中等、特支、高専、 専修、各種学校)	・学校教育費(財源別、支出項目別)	実施(調査開始)済	計画どおり実施(回答期間を数か月程度確保でき、調査を中止するまでの影響は ないと考えられるため。ただし、感染拡大等による対応状況によっては回答期限 延長等を検討する可能性がある)。 6月15日より都道府県教育委員会経由で調査開始。	総合教育政策局 調査企画課 統計情報分析係 (内線:2266)
12	学校保健統計調査	抽出	毎年 1回	国公私(幼、幼保、小、中、義務、高、中等)	・児童等の発育状態(身長、体重) ・児童等の健康状態(疾病・異常の有無)	実施(調査開始)済	・都道府県から文部科学省への提出期限を10月12日(月)まで延長。 ・これに間に合わない分については、都道府県から文部科学省への提出期限を 令和3年4月12日(月)まで延長。	総合教育政策局 調査企画課 専門調査係 (内線:3240、2262)
13	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関 する調査	悉皆	毎年 1回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支)	・暴力行為の状況 ・いじめの状況 ・長期欠席の状況 等	実施(調査開始)済	・令和元年度調査は5月29日を提出期限として実施済(期限までの提出が困難な 場合には柔軟に対応)	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 生徒指導調査分析係 (内線:3208)
14	私立学校等実態調査 (施設関係部分)	悉皆	毎年 1回	私(幼、幼保、小、中、義務、高、中等)	・耐震化状況(構造体・非構造体) ・都道府県における私立学校耐震化の支援状況、 ・私立学校施設の避難所指定・バリアフリー等状況	実施(調査開始)済	・例年5月に調査開始、6月提出期限としていたものを、6月に調査開始、8月回答 締切として実施時期を延期するとともに調査期間を延長予定。 ・回答締切まで間に合わない分については、個別相談にて対応予定。	(稚園及び幼保連携型認定こども園以外に係るもの) 高等教育局私学部私学助成課助成第二係 (2774) (幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係るもの) 初等中等教育局幼児教育課振興係 (2374)
15	学校図書館の現状に関する調査	悉皆	5年に 1回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支)	・学校図書館における人的整備の状況 ・学校図書館における物的整備の状況 ・読書活動の状況 等	実施	当初は7月に調査開始、8月回答締切の予定としていたが、調査開始を8月以降 とし、回答締切を11月以降に延ばす方向で調整中。令和3年度に行う地方財政 措置要望(次期学校図書館図書整備等5か年計画)の基礎資料となる。	総合教育政策局 地域学習推進課 図書館振興係 (内線:2093、3717)
16	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	悉皆	毎年 3回	国公私(高(全日制、定時制課程、中等後期))	・卒業予定者数 ・就職希望者数 ・就職内定者数	実施	・令和2年度は、11月末、1月末、3月末日時点の調査を実施予定。 実施理由としては、本調査は昭和51年から継続して実施している調査であり、 高校生の就職状況を継続的に把握できる調査として定着していることや、 特に今年度は、新型コロナウイルスが就職状況に及ぼす影響が大きいことが想 定され、継続して調査を行うことが重要であると考えられるため。	初等中等教育局 児童生徒課キャリア教育推進係 (内線:4728)
17	体罰の実態把握に係る報告	悉皆	毎年 1回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支)	・被害を受けた児童生徒人数 ・体罰時の状況 ・事実関係の把握の手法 等	実施	・体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、調査期間を延長した上で実 施(R1:10/15に調査依頼、11/15までに回答提出/R2(予定):9月上旬に調査依 頼、11月中旬までに回答提出) ・なお、公立学校については、例年通り、公立学校教職員の人事行政状況調査 において調査(R1:8/29に調査依頼、9/26までに回答提出/R2(予定):7月中旬 に調査依頼を发出、9月下旬までに回答提出)	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 生徒指導企画係 生徒指導調査分析係 (内線:3298・3208)
18	特別支援教育に関する調査 ①通級による指導実施状況 ②学校の医療的ケアの実態 ③特別支援教育体制整備状況 ④センター的機能のための校内体制の整備	悉皆	毎年 1回	①国公私(小、中、義務、高、中等) ②国公私(幼、幼保、小、中、義務、高、中等、特 支) ③国公私(幼、幼保、小、中、義務、高、中等) ④国公私(特別支援学校)	・通級による指導実施状況 ・学校の医療的ケアの実態 ・特別支援教育体制整備状況 ・センター的機能のための校内体制の整備	実施	・「①通級による指導実施状況調査」のみ11～12月に実施予定(ユニバーサルデ ザイン2020行動計画(関係関係会議決定)に基づく)※調査方法の見直しを検討 中	初等中等教育局 特別支援教育課 ・支援第二係 (内線:3255) ・支援第一係 (内線:3967)
19	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	悉皆	毎年 1回	公(小、中、義務、高、中等、特支)	・インターネットへの接続状況 ・コンピュータ等の整備の実態 ・教員のICT活用指導力等の実態 等	実施	・2月に実施予定(統計法第19条1項に基づき調査周期を毎年で承認を受けてい るため) ・GIGAスクール構想に伴い、調査項目の削減は予定していない。	初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 情報整備担当 (内線:2382)
20	情報活用能力調査	抽出	5年に 1回	国公私(小、中、義務、高、中等)	・情報活用能力に関する学力調査(対児童生徒) ・学校内外における情報活用の状況等(対児童生徒) ・教育の情報化に関する教員の取組状況等(対学校)	実施	調査協力校の内諾を受けていることから、予定通り1～2月に実施を予定。	初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 情報整備担当 (内線:2659)

◆「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」
(平成31年1月25日、中央教育審議会答申)(抜粋)

別紙2

これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

⑤ 調査・統計等への回答等

- 文部科学省は地方公共団体に対し、調査・統計等を実施しており、各学校の設置者も、学校現場や児童生徒の実情を適切に把握する観点から、調査・統計等を実施している。さらに、様々な主体の求めに応じ、学校の状況を逐次把握するために調査等が行われる場合もある。

政府の統計改革推進会議でも、統計を積極的に利用した証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進の必要性と同時に、報告者負担の軽減が掲げられており、こうした方向性に即して、調査・統計等の不断の見直しを進めなければならない。

- 精査を十分に進めた上で、必要な調査・統計等への回答は学校が担わざるを得ないが、教師の専門性に深く関わるもの以外については事務職員等が中心となって回答し、「教師以外の者が担うべき業務」とすべきである。

各教育委員会においては、学校への調査・照会について、対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うとともに、首長部局が行う調査についても、同様の配慮を働きかけるべきである。

◆学校における働き方改革に関する取組の徹底について

(平成31年3月18日、文部科学事務次官通知)(抜粋)

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

イ 調査・統計等への回答等

教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。また、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合についても、調査項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるとともに、調査結果が調査対象校に共有されるよう取組を進めること。

首長部局や地域の研究機関、民間団体が実施する学校宛ての調査や出展依頼、配布依頼等への対応業務を軽減する観点から、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない児童生徒等への周知方法の検討などの協力を要請すること。また、民間団体等からの依頼等について、教育委員会から学校に連絡する際は、真に効果的で必要なものに精選すること。

学校に向けた調査・統計業務の削減

学校の負担感が大きい調査・統計業務については、都道府県、政令市では9割で、市区町村においても6割で削減を行っている。

【問】 教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減しているかどうか。

